

# 10月以降の制度変更のポイント（設備整備事業）

## 外来対応医療機関設備整備事業

区分	現行(R5年9月まで)	見直し後(R5年10月から)
補助対象条件	<p>新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績があり、次の（１）～（３）を満たす外来対応医療機関            （ただし、<u>令和4年度以前に当該補助を受けていない医療機関に限る</u>）</p> <p>（１）発熱患者等外来対応医療機関の指定  <u>（令和5年8月末までに指定を受けること）</u></p> <p>（２）かかりつけ患者に限定せずに発熱患者を受け入れ</p> <p>（３）県のホームページで①として医療機関名を公表</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者（<b>疑い例含む</b>）を診療した実績があり、次の（１）～（４）を満たす、外来対応医療機関</p> <p>（１）発熱患者等外来対応医療機関の指定  <u>（令和5年9月1日～令和6年2月末までに指定を受けた医療機関）</u></p> <p>（２）かかりつけ患者に限定せずに発熱患者を受け入れ</p> <p>（３）県のホームページで①として医療機関名を公表</p> <p>（４）<u>医療機関等情報システム（G-MIS）での日次・週次調査の入力</u></p>
対象期間 （納品）	令和5年4月1日～9月30日まで	令和5年10月1日～令和6年3月31日まで
対象設備	<p>（１）HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）            905,000円（1施設あたり）  <u>※HEPAフィルター付、かつ陰圧対応可能なもの以外は補助対象外</u></p> <p>（２）HEPAフィルター付パーテーション            205,000円（1台あたり）            ※HEPAフィルター付でないものは補助対象外</p>	<p>（１）HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）            905,000円（1施設あたり）  <u>※HEPAフィルター付、かつ陰圧対応可能で設置室内の陰圧化のため使用するもの以外は補助対象外</u>  <u>（実際に設置室内の陰圧化のために使用するものに限る）</u></p> <p>（２）HEPAフィルター付パーテーション            205,000円（1台あたり）            ※HEPAフィルター付でないものは補助対象外</p>